

議案第68号

湯河原町特定滞納者に対する特別措置に関する条例の一部改正について

湯河原町特定滞納者に対する特別措置に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和7年11月27日提出

湯河原町長 内 藤 喜 文

(提案理由)

本条例の適用を受ける歳入として宿泊税を追加するため、条例に改正を要するので、本案を提出するものです。

湯河原町特定滞納者に対する特別措置に関する条例の一部を改正
する条例

湯河原町特定滞納者に対する特別措置に関する条例（平成20年湯河原町条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1中第11項を第12項とし、第2項から第10項までを1項ずつ繰り下げ、同表第1項の次に次の1項を加える。

2 湯河原町宿泊税条例（令和7年湯河原町条例第16号）に規定する宿泊税及び延滞金

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

【参考資料】

湯河原町特定滞納者に対する特別措置に関する条例の一部を改正する条例
新旧対照条文

現 行	改 正 後	備 考
別表第1（第2条関係）	別表第1（第2条関係）	
1 (略)	1 (略)	
	2 <u>湯河原町宿泊税条例（令和7年湯河原町条例第16号）に規定する宿泊税及び延滞金</u>	
<u>2</u> (略)	<u>3</u> (略)	
11 (略)	12 (略)	
	附 則	
	この条例は、令和8年4月1日から施行する。	